

尚右爆發後震動ノ爲附近家屋ノ屋根及
窓硝子等ヲ甚ク破壊セシメタリ、第十
師團ヨリ「貞」一部ノ兵力及救護班ヲ派
遣ニ警戒戒並救護ヲ任セシメタリ、
判明セル重傷者六名、輕傷者十六名計
二十二名ニシテ爆發ノ原因調査中、
中ノ事故ノ原因アルニテ、

記事差止ヲ爲シタル理由（陸軍省依頼）

爆發シタル火藥庫ハ軍機上特殊ナル組織、内容ヲ有スルモノニシテ事故發生ノ報道ヲ無制限ニ放任スルニ於テハ軍ノ機密ヲ暴露セシムル虞アルト共ニ又徒ニ揣摩臆測ヲ以テ誇大ニ報道スルガ如キモノヲ生ゼシメ延テ時局柄人心ヲ刺戟シ惡影響ヲ及ボス虞アリト認メ一應記事差止ヲ爲シタルガ一方陸軍當局ニ對シ真相判明次第之ガ發表ヲ慫慂シ以テ人心ノ平靜ヲ期スルコトニ努メツツアリ

圖書課長

事務官

官

理事官

官

大臣、次官、局長宛報告案件

記事差止ヲ為シタル理由（陸軍省依頼）

爆発シタル火薬庫ハ軍機上特殊ナル組織、内務ヲ有スル

モノニシテ事故發生ノ報道ヲ無制限ニ放任スルハ軍

ノ機密ヲ暴露セシムル虞アリ又徒ニ揣摩臆測ヲ以

スルガ如キモノヲ生ゼシメ延テ

テ誇大ニ報道シ時局柄人心ヲ刺戟シ或ハ村外米

内務省

俾^{ヲ及ボス} 乘影響^{アリト} 詭^メ 一應記事差止ヲ為シタルガ

一方陸軍當局ニ対シ真相判明次第之ガ發表ヲ

從心^{シテ} 湧^ル 心^ヲ 以テ人心ノ平靜ヲ期スルコトニ努メツハ

アリ

圖

書課



事

務

官



事

官



內

務

省

八月十七日記事並止ノ京都府字法ニ於テハ火薬、軍爆發ニ

關スル陸軍省發表後ニ於テハ記事取締要点

一、左ノ事項ハ取締ヲ要ス

（一）原因ニ就テハ陸軍省發表以外一切ノ記事

（二）火薬庫ノ内容、作業状況及其ノ生産力等軍機密ニ直ニカ

如キモノ

（三）記事ノ筆致ハ後ニ判裁的ニ直ニカ如キモノ

内務省

六、被害、状況、死傷者、其、後、状況、警察官消防員等ノ活

動状況、又目撃者等、談話等ニ付テハ陸軍省發表以外ノ出

七、掲載差支ナシ

3

圖書課長事務官理事官

事務官

理事官

事務官

事務官

字予深ニ女深(二不)

火ノ手勢制(三)子集也

竹ノ下ノ字ハ部ノ字似杜(四)在臣(五)

造(六)ノ敵火(七)ノ敵(八)平似火(九)ノ手制(十)也(十一)

極(十二)ノ(十三)於(十四)ノ(十五)集也(十六)子故(十七)ハ(十八)山(十九)部(二十)ノ(二十一)特(二十二)

之(二十三)空(二十四)ノ(二十五)子(二十六)ノ(二十七)集(二十八)也(二十九)ノ(三十)家(三十一)ノ(三十二)詳(三十三)細(三十四)ハ(三十五)

明(三十六)ノ(三十七)也(三十八)利(三十九)明(四十)ノ(四十一)也(四十二)ノ(四十三)大(四十四)ノ(四十五)也(四十六)

事務官

一、日付 十二年 (一) 及十二年日付 十一日

十八日去大

一、日付 十七日午時

二十日 火

一、日付 二十日

一、日付 二十日 午時 十一日

一、日付 二十日 午時 十一日

一、日付 二十日 午時 十一日

一、世況

(梅心)

乾燥之外二十株ノ紅葉

子含葉葉葉葉葉葉

又々双塔之々々々々々

其後三回之回之葉々々々

節々々々

本海島の救急車之

半成其迄之收寄之

記番 一ノ

信者 一ノ

島外之信信者之授

(外部)

民家住宅 三三、四境

細 二棟 延 延

半は持約一五〇〇元、約

八〇〇元、かろスト強土等 破 換

禁に子一五〇元、大工、修 理

又

人 1000 - 1000

心 1000

(1000 1000 1000)

1000

1000 1000 1000

1000 1000 1000

505 55 55 55

又 505 55 55 55
10000

505 55 55 55

505 55 55 55
505 55 55 55

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電報 各殖民地電報		月 日 前後 時 分	

發信者名

受信年月日時

處分結果

朝鮮總務局長

昭和2年8月17日 前8時15分受

受信者名

決裁月日時

施行順末

警保局長

別室より返答した

圖書課長

事務官

仰裁

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締事務


京都府下二於ヶ儿火葉爆破事件ハ

記帳濟 (印)

返信月日時 月 日 前後 時 分 電報
受信者名 取扱者印

内地同様記事差止ヲ爲し取締中ナルが
為地同窓通信支局ハ内信ニ依レハ内
地ハ差止ノ條之ヲ掲載スルモ不問ニ附
セラルトエトナリタリトテ續々通信入
電シツトアルが右ハ差止解除スルモ差
支ハナキヤ折返シ返乞フ

紙 達 送 報 電 用 省 務 內

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數 字	類 種
	午 後前	午 後前				
	時	時				官 報
	分	分	號	局	字	
				定指	人 信 受	
中井トア ✓ 千 人 以 12 0 4 2 4 力 加 工 人 力 1 4 4 2 人 2 2 4 4 2 十 4 1 4 日 2 4 0 4 太 2 4 2 4 12 4 4 4 4 2 4 4					2.	
				番着		
						

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		8月17日 前後 7時30分		北白地 8.13 中田
大阪府電話	辻村	1月9日 前後 8時10分		羽吉 8.20 内田
愛知縣電話	天野	月 日 前後 8時0分		新川 8.15 村田
各廳府縣(各殖民地)電報		4月7日 前後 7時50分		香川 8.25 村田
東京遞信局電話	日下	7月7日 前後 7時35分		石川 8.15 村田
				子林 8.20 村田

右向 8.1
 2420 5
 甲乙ノ種別
 宛知 御 2M
 8.10

案起 昭和十二年 八月十七日 局受 月 日 號 局送 月 日

45 決判 月 日 文書課長 施行 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大 臣

理事官

次 官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取 締

ニ關スル件

七月十三日附通牒、今回、事変ニ關スル

四五

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	月
日	日	日	日

四五

勳員、派兵、記事差止之矣聯之應召者、乘車便法、

件又本日附通牒ノ火藥庫爆發之矣スル記事

差止之件其、後、被害狀況之矣、何レモ本日陸

軍省ヨリ發表アリ為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

陸軍省発表

八月十七日

從未應召者は召集令狀を受領すると其令狀に旅客運賃後拂證(運賃五割引)がついて居るのを之を使つて未だのであらうが本籍地(在留地)以外の地から應召する者で令狀を受け取らずに應召するものは此の後拂ひ並運賃五割引きの恩恵に浴し得なかつたが、今回便法として充員召集、臨時召集、又は國民兵召集に當り召集通報人から未だ電報を現在地の警察署長、市長(區長)又は町村長(之に準ずる者)に示して前記旅客運賃後拂證の交付を受け得る事になつたので本證を驛に示して之と引き換へに乘車券を受け得ることが出来る。

之が詳細に付ては陸軍省令として来る十九日の官報
に公布せらるる同日より施行せらるる筈である。

陸軍省発表

八月十七日

其後ノ調査ニヨル宇治火藥製造被害狀況右ノ如シ
一人負

死亡七 重傷 四 輕傷 十四 計二五

職員負傷

重傷 川崎准尉

輕傷 所長中島中佐

” ” 二階堂大尉

” ” 田崎准尉

二地方民家ノ被害

全焼家屋 三

全焼倉庫ニ

其ノ他ガラス窓ヲ相當破壊ス

甲乙ノ種別

乙

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	廣島	8月8日 前 後 11時42分		新島印 11.18 11.50
大阪府電話		月 日 前 後 時 分		
愛知縣電話	Y. M. A.	8月8日 前 後 11時1分		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 前 後 時 分		
東京遞信局電話	OP. H.	月 日 前 後 時 分		

案起 昭和十七年八月十八日 局受 月第 日號 局送 月 日

46 決判 月 日 文書課長 施行 月 日

主查 圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

第一電報案

警視廳總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

年 月 日

警保局長名

新聞記事 差止解除ニ關スル件

本月十七日附通牒、京都府宇治ニ於

印本

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

四六

ケル火薬庫爆發ニ関スル記事差止ハ

主關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度
 主關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懸談相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

東部府村高澤長巻法

八月十八日奉土時王

東部府下字法火薬厚煤若之美之生ノ聖國之到

此ノ人心并至靜ニ洵ニ善ク以テ世世ニ美クシク記シテ

止ハ解除秘伝ノ此ヲト西ノ科録ナ

有テハ東部府下字法火薬厚煤若之美之生ノ聖國之到

圖書課長事務官

寫

極

秘

京都府知事電報報告

八月十七日午後八時五分發

内務大臣宛

宇治火藥製造所爆発事故ニ関スル件

(第四報)

宇治火藥製造所爆発事故ニ関スル目下ノ所判明ニタル
状現在報ノ通リ此後及申報候也

記

一 事故発生年月日、場所

前報ノ通リ

二 原因

夜間作業中発火ニタルモノニシテ外部原因ニ因ルモノ



ニ非ズ、詳細目下軍部ニ於テ取調中ナルモ、帝都憲
兵隊長ノ言ニ依レバ、浴場工場ノ内飛行機ノ爆彈充填
作業所ニ於テ工員五名ガ充填作業中爆発ト同時ニ
二名即死シ三名ハ避難輕傷ヲ負ヒタルモノコトナリ、此
ノ生存者ヲ取調タル結果、同人等ハ同日午後十一時過
頃充填所内ノ火薬ガ燃焼シ初メタルヲ以テ約十分間
五人ガ必死ニ消火ニ努メタルモ及バズ前記三名ハ逃避
シ二名ハ即死シタルモノニシテ、残火ニ至リタル原因ハ
尙最重取調中ナリト、

三、被害ノ状況

人構内

一、爆破燒失工場

合成、充填工場、溶填工場、乾燥工場

二、損壞並ニ燒損工場

第二漂白工場、第二選綿工場、第一脫脂工場、
第十九号倉庫

進而第一煤釜箇所、溶填工場内煤釜充填作
業場ノ如シ

(四) 人畜ノ被害

即死七名、内訳 工場内ノ消防手三名、守衛一名、

職工二名、工夫一名、

衛兵病院入院中ノ重傷者一重傷四名、輕傷十四名、
合計二十五名、

七、一般民衆ノ被害

(一) 建物、宇治郡宇治村燒失民衆三戸、納屋二棟

家屋ノ損壞五十六戸
戸障子類ノ破損六百六十四戸

京都府伏見区内

戸障子及硝子類ノ破損四百四十六戸

尚久世郡宇治町及小倉村、横長村、三日所ニハ窓
硝子ノ破損多数アリタルヲ以テ目下調査中

(四) 人畜被害

附近住民ニシテ輕傷者十二名

四、損害

火災製造所八目下陸軍法務官及憲兵隊ニ於テ
査中ナルモ相當多額ニ上ル見込
一般民衆約十五戸

五、處理

現場ハ桃山御殿ヲ去ル東南方三千二百米ニ在リ、本
莊ニ於テハ事故発生ト同時ニ市内消防自動車及急
救車ヲ出勤セシメ、防火救護ニ努ムルト共ニ、折鶴山
科警察署及隣接伏見、宇治警察署ヲシテ、警戒
警備ニ當ラシメタルガ、午^前の時三十分頃ニ至リ、工兵隊
約一ケ中隊が出勤シタルヲ以テ之ト構内警備ニ就ケリ
音響ハ十数里ニ達シ、爆発ニ依リバラツク工場ノ鉄骨ハ
数町ニ飛散シ附近住民ハ限度ニ狼狽シテ陸續村外
ニ避難セントシ、及原因不明爆音及天ニ冲スル火焰ヲ
望見シテ人心ノ動搖ヲ来ス虞アルヲ以テ、即時原因

ノ簡明ニ努ムルト共ニ管内各署長ニ対シ視察
警戒ヲ嚴ニシテ流言蜚語ノ是正避難者阻非人心ノ
定^安等治安維持ニ肉スル通牒ヲ発シタルカ續次ト共ニ
完全ニ治安ヲ確保セリ。

北海道(本向) 11時25分
 札幌(中相) 11時15分

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	布上	月 日 前 11時0分		神田 11.15 木村
大阪府電話	此野	8月9日 前 11時04分		埼玉 11.10 佐藤
愛知縣電話	三	8月9日 前 11時10分		石川 11.40 杉本
各廳府縣(電報)		8月9日 前 11時0分		名古屋 11.20 本相
各殖民地(電報)		8月9日 前 11時0分		福岡 11.50 伊藤
東京遞信局電話	三野野	8月9日 前 12時10分		新潟 12.15 利川
				香川 12.10 安部

甲乙ノ種別

丙

案起 昭和十二年八月十九日 局受 月第 日號 局送 月 日

施行 八月十九日

判決

月 日 文書課長

主查圖書課長

警保局長

事務官

大串

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
 各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

取

締

二關スル件

二、二大事件、記事差止付本日午時

四七

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

四七

陸軍省ヨリ北輝次郎外三名ハ本日其ノ刑ヲ

執行セラレタル旨發表スル等

追而本件ハ右發表以外一切記事掲載セ

セザル様

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

陸軍省公表

八月十九日

曩に東京陸軍軍法會議に於て死刑の
言渡を受けたる村中孝次、磯部浅一
北輝次郎、及西田税の四名は本十九日其刑
を執行せられたり



圖書課長

事務官

理事官



大臣次官、局長宛報告案

記事差止ヲ為シタル理由（海軍省依頼）

八月二十日大阪港其他ニ於テ支那船舶ヲ報復的ニ

抑留シタルガ右事實ヲ事前ニ報道セシムルニ於テハ

前記ノ處置ヲ為スニ當リ

齟齬

葉影御書ヲ生ゼシムル虞アリト認メ記事差止ヲ為シタリ

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

<p>ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度</p> <p>ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ<small>警告懸談</small>相成度</p> <p>之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度</p> <p>之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度</p>											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(主要日刊)

四八

内務省

内務省

追而本差止ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取扱相成

度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

極秘

官房機密第三二八九號

昭和十二年八月二十一日

内務省警保局

内務省警保局
遞信省電務局外國電信課
拓務省管理局

御中

海軍省副官



新聞記事差止ニ關スル件照會

本二十一日ヨリ日本領海内ニ在ル支那船抑留ニ關スル記事ハ海軍省ヨリ發表スルモノヲ除クノ外右事項ヲ推知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

(終)

海軍

寫

區分	受信者名	發信月日時	取投者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名	受信者名	受信年月日時	處分結果
花野信智子		昭和12年8月21日 前2時10分受	
決裁月日時	施行期末	返信月日時	取投者印
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	取投者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新中紙出版物取信事務

本日新中、通信、報法發行地所轄通知事、對之、通、

深

記帳濟

(印)

內務省

日本領土内、在支那船抑留ニ係ルニ件、一切移付、通信、郵便

等、揚載トスル條、其ノ各口、發行、移付、係属、トシテ、要否、取次、スル

陸軍省

海軍省

圖書省

警察省

陸軍省	海軍省	圖書省	警察省	内務省	文部省	農商務省	大藏省	司法省	逓信省	勸業省	陸軍省	海軍省	圖書省	警察省	内務省	文部省	農商務省	大藏省	司法省	逓信省	勸業省
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----

寫

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳 電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢三〇〇

日滿兩國、領海内ニ已ル支那船舶抑留ハ一切新中

事務官

受信者名	發信者名	昭和 年 月 日 前後 時 分	受信 年 月 日 時 分	處分結果	施行顛末
		決裁月日時	昭 和 年 月 日 後 前 時 分		
返信月日時	受信者名	月 日 前後 時 分	月 日 前後 時 分		
取扱者印					

記帳濟

(印)

內務省

通信、雜誌等之掲載
口廿二様各發行責任者
示達可也

領事館管内
於于七
同様申記
於于七

2

高檢第三〇〇號

秘

昭和十二年八月二十三日



關東局警務部長



對內朝臺關大駐治關下
 滿務省鮮東憲東憲東
 警務警警警警警警警
 局保務務務務務務務
 次局長長長長官長長長
 殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

本日別紙寫ノ通り管下各警察署長ニ對シ電牒セリ

關東局警務部長
 關東局警務部長



寫

高檢第三〇〇號

昭和十二年八月二十三日

秘

關東局警務部長

關東州廳警察部長殿
管下各警察署長殿

新聞記事取締ノ件

日滿兩國ノ領海内ニ了ル支那船舶抑留ハ一切新聞通信雜誌等ニ掲載セザル様各發行責任者ニ示達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	青木	8月23日 前 2時一分	三博	表親初至臣治法
大阪府電話		月 日 前 時 分		
愛知縣電話		月 日 前 時 分		
各府縣各殖民地電報		8月23日 前 2時08分	大石	定及了全報如部 3.28
東京遞信局電話	手松	8月23日 前 2時08分	大石	

甲乙ノ種別

案起 昭和十二年八月二十三日 局受 月 日 號 局送 月 日

49

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

大臣 警保局長 事務官
 次官 圖書課長 理事官

第一電報案

昭和十二年八月二十三日

警保局長名

警視總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 取締 二關スル件

七月十三日附通牒ノ今田ノ事度ニ關スル動員ニ係

四九

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

記事差止ニ付本日陸軍省ヨリ中支方面ニ派遣セラレタル

陸軍ノ一部本日上陸シタル旨發表アリ

尚海軍省副官談及〇〇報道部(軍司令部報道部)謂ナルモ

當今本用語ヲ用フ(ヨリモ畧同様ノ發表アリ爲念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

四九

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

圖書課長

(大塚)

事務官

官

官

(赤羽)

理事官

官

官

陸軍省發表

(午後二時五分)



今般中支方面ノ情況ニ鑑ミ同方面

ニ派遣セラシタル陸軍一師團ハ今ニ

十三日海軍ハ兵力ノ下ニ〇〇附近

ニ上陸セリ

海軍省公表

(昭和十二年八月二十三日午後二時十分發表)

我〇〇、〇〇艦隊ハ帝國陸軍〇〇〇〇〇〇ヲ護衛シ本二十三日早朝海陸軍、
緊密ナル協同作戰ヲ以テ〇〇方面ニ敵前上陸ヲ敢行シ成功裡ニ陸軍〇〇〇〇
〇ノ上陸ヲ見タリ

(終)

圖書課長

新報班前中法要法

事務官 官務理事官

午後四時

〇〇報透部發表

八月二十五日午後四時

帝正陸軍、海軍ト緊密ニ協力、下ニ

二十五日早朝某方面、上陸ニ成功シ

在、敵ヲ掃蕩シ、〇〇方面ニ向テ進出中

ナリ

内務省

以下不用

各事事項

〇〇 報道部、軍報道部、~~憲~~ 憲法が軍司

全部、至力が未だ上陸、定りし迄、甘んおん

事の、^{〇〇} 報道部、用語、使用、^{〇〇} 第一

付印金星紙の事

〇〇 〇〇 〇〇
為司各部、の上陸、定り後、^{〇〇} 軍報道部

卜為ニヤ地用器ヲ使用スルヤハ目下現地卜

運送中ニ付決定次第ニ回報可致

内務省

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	桂田	8月26日 前發 9時35分	塩瀬	該日付 9.40 支川
大阪府電話		8月26日 前發 9時00分	}	
愛知縣電話		8月26日 前發 10時 分		
各府縣電報		8月 1日 前發 9時55分		
各殖民地電報				
東京遞信局電話	下	8月26日 前發 9時06分		

案起

昭和十五年八月二十六日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

8月26日

大臣

次官

警保局長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

本日發令セララル 等ノ陸軍異動ニ関

五

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

スル記事ハ本年七月十三日附通牒ノ今

回ノ事変ニ関スル勅員、派兵ノ記事差止

ニ抵触スルモノニ付陸軍省ヨリ内示シタルモノ

ノ外一切

本關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

本關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

五〇

新報

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

圖書課長(印) 事務官 理事官 (印)

入白字、平九、五、十、廿

東京市日發行、主、要、日、刊、社、
東京市、
東京市、

東京市、
東京市、
東京市、

近、行、八、二、三、陸、年、一、星、期、二、美、二、三、記、事、八、今、回

、事、務、官、高、助、官、出、兵、二、美、二、三、記、事、
東京市、

陸、年、有、合、第、二、四、年、二、牧、觸、
東京市、

其、表、以、外、一、切、記、事、揭、載、
東京市、

抄

2005年10月20日

1. 10月20日 星期一 晴

2. 10月21日 星期二 晴

3. 10月22日 星期三 晴

4. 10月23日 星期四 晴

5. 10月24日 星期五 晴

6. 10月25日 星期六 晴

7. 10月26日 星期日 晴

8. 10月27日 星期一 晴

圖書課長評 事務官 理事官 官(自備)

八月十五日、午あけ付十五分迄

陸軍省佐之洞少佐勇作

本日陸軍省事務官(上級者)の意見等々を聞きながら

陸軍省事務官以外、七月十五日までに概観しんこと

付相当申取係 柳野

為事務官、範圍に付同下研究中之旨は望み込

表お通報可致し

内務省

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	桂田	8月26日 前 後 4時50分	}	憲兵司令部 1,20 佐藤
大阪府電話	西2	8月26日 前 後 5時05分		
愛知縣電話	西田	8月26日 前 後 4時45分		
各廳府縣 各殖民地)電報	野田	8月26日 前 後 5時 / 分		
東京遞信局電話	大友	8月26日 前 後 4時55分		

51
甲乙ノ種別

案起 昭和十二年八月二十六日 付局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 8月 28日

大臣 警保局長 事務官
次官 理事官

第一電報案

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

警保局長名

新聞記事 取 締 二關スル件

本日午前電牒ニテ 陸軍異動ニ関スル

五十一

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

テハ午後五時過ギ陸軍省ヨリ畑、蓮沼、飯
 田、吉住、四中將及安藤少將、異動於中部防
 衛專任司令官設置ニ関スル事項ニ限り各
 新聞社ニ内示スル筈

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

（内示シタルモノ外）

追而教育總監及近衛師團長、更迭ニ決シテハ

一切記事掲載セザル様

特ニ嚴重取締ヲ要スルモノニ對シテ爲念適宜ノ方法

（至急）

ニ依リ各新聞社ニ對シテ指導ヲ相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ



發
奉
集
記

補 兼 軍 教 育 總 監
兼 軍 事 參 議 官
陸 軍 中 將
畑 俊 六

補 中 部 防 衛 司 令 官
陸 軍 中 將
蓮 沼 蕃

補 近 衛 師 團 長
陸 軍 中 將
飯 田 貞 固

補 第 九 師 團 長
陸 軍 中 將
吉 住 良 彌 輔

補 東 京 灣 要 塞 司 令 官
陸 軍 少 將
安 藤 麟 三

中 部 防 衛 司 令 官 ハ 從 來 缺 員 ナ リ シ カ 今 回 專 任 司 令 官 ヲ 設 ケ ラ レ
之 ニ 伴 ヒ 一 部 ノ 異 動 ヲ 見 タ リ

注 意 (新聞ニ掲載ス可ラス)

教育總監及近衛師團長ノ更迭ニ關シテハ説明ヲ加ヘス又
前任者ノ行先ニハ勿論言及セサルコト

内務省

○白雲寺 (町田) 以、四、五

○大坂 (西五) 五、〇、五

○宇城 (三浦) 以、五、五

○新津 (山形) 以、以、五

○青川 (安藤) 五、三、〇

○青島 (岡中) 五、三、五

○納豆 (伊東) 以、五、五

○北地 (納家) 五、一、五

○石川 (東白) 六、一、

備前九師團長

吉住 良輔

備前守備隊司令官

陸軍少将

安藤 繁三

内示案

補教育總監

陸軍中將

畑 俊 六

兼軍事參議官

補中部防衛司令官

全

蓮 沼 蕃

補近衛師團長

全

飯 田 貞 固

補第九師團長

全

吉 住 良 輔

補東京湾要塞司令官

陸軍少將

安 藤 麟 三

中部防衛司令官ハ從來欠負ナリシカ今回專任司令官ヲ設ケラレ之ニ伴ヒ一部ノ異動ヲ見タリ

注意(新聞ニ掲載スベカラズ)

教育總監及近衛師團長ノ更迭ニ關シテハ説明ヲ加
ハス又前任者ノ行先ニハ言及ヒサルコト

甲乙ノ種別

乙

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	小高	9月3日 4時18分	三浦	
大阪府電話		月 日 時 分		
愛知縣電話		月 日 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 4時 分		
東京遞信局電話	掛 秀	9月3日 4時35分	乙梅	

五二

案起

昭和三十二年九月三日 局受 月第 日號 局送 月 日

決判 廿月廿日 文書課長 施行 九月三日 務

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差止解除

ニ關スル件

七月二十一日附通牒、開原、四平街間

內務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

五二

ニ於ケル列車事故ニ関スル記事差止ハ明

中日新聞

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告未達相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地(電報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局警務部長

受信年月日時

昭和九年九月二日 午前八時三十分受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

返信月日時
月 日 前後 時 分 電報
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢云一之

本年七月廿一日附通牒記事差止

記帳濟

(印)

本報 四月廿一日 於此 列車事故 =

開之件、未之四日附朝刊ヨリ之ヲ

解除ス此旨各新聞通信雜誌發行

責任者ニ不連相成度

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣各殖民地電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

53

決判

月

日

文書課長

施行

9月9日

速達便

案起

昭和十七年九月七日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長了

事務官

大臣

次官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差止
取締

ニ關スル件

秩父宮殿下御旅行ニ關スル記事取扱ニ付テ

五三

内務省

議	合	
第	第	第
號	號	號
送受	送受	送受
月	月	月
日	日	日

ハ時可柄國際間、誤解ヲ生ゼシムルコトナク

且御警衛上、萬全ヲ期スルガ為メ、宮内省ヨリ

特ニ申越、次第モ有之候ニ付テハ、左記事項

特ニ留意スベキ様管下各主要日刊社ニ對

談相成度

ヲ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

追而本日宮内省ヨリ別添ノ通發表了リタルニ付
為念

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

記

秩父宮殿下御旅行ニ關シテハ豫測的記事ハ御掲載ナキヤウ雖ニ内務省ヲ通シ御依頼致シアル
モ今回殿下ニハ御渡英ノ途次獨乙ヲ御經由ニ相成ルコトニ決定シタルヲ以テ自然内外ノ注意
ヲ曳クニ至ルヘク此ノ際左ノ二點ニツキ御配慮ヲ乞フ次第ナリ

一、今回ノ獨乙御通過ハ殿下再度ノ御外遊ニ際シ歐洲大國中未タ御視察ナキハ獨乙ノミナ
ルト、御靜養地瑞西ヨリ御渡英ノ順路トシテモ適當ナルニヨルモノニシテ何等政治的意
味ヲ有セス純粹ノ御視察ナリ萬一カ、ル誤解ヲ招クニ於テハ目下機體ノ關係ニアル列國
ノ感情ヲ刺戟シ又ハ折角奉迎準備ヲ爲シタルニモ不拘御訪問ヲ取止メタル諸國ノ感情ヲ
害スルヲ以テ獨乙御旅行ニ關スル報道ハ最小限度ニ止メ大袈裟ニナラサルヤウ取扱

保
タシ

此種時ノ機體ニハ主として御體弱ノ見直ミヲ早急ノ措置ニシテ御體弱ノ

一、御歸朝ノ經路ニツキテハ主トシテ御警衛ノ見地ヨリ事後ノ報道ニツキテモ御乗船ノ船

名及ヒ目的地等其ノ後ノ御旅程ヲ豫測セシムル事項ハ掲載セサルヤウ取扱ハレタシ、

(但シ最終船ニ御乗船後ハ平常ニ復サレテ差支ナシ)

以上ノ外務當局ノ希望ヲ含ミ居ルヲ以テ此ノ際特ニ御諒承ヲ乞フ次第ナリ

九月七日

宮内省

御歸朝ノ經路ニツキテハ主トシテ御警衛ノ見地ヨリ事後ノ報道ニツキテモ御乗船ノ船名及ヒ目的地等其ノ後ノ御旅程ヲ豫測セシムル事項ハ掲載セサルヤウ取扱ハレタシ、(但シ最終船ニ御乗船後ハ平常ニ復サレテ差支ナシ)以上ノ外務當局ノ希望ヲ含ミ居ルヲ以テ此ノ際特ニ御諒承ヲ乞フ次第ナリ

宮

宗親謀長謹話

(九月七日)

秩父宮殿下ニハ其ノ後瑞西ニ於テ御静

養中ノ處御旅行御差支ナキ迄ニ御快

方ニ向ハセラレタルニ依リ殿下ニハ未一度モ獨乙

國ノ御旅行ナキニツキ英國ノ御途次同國

ヲ御通過アラセラルルコトナレリ尚妃殿下同様

御快方ニ向ハセラレタルガ今暫ク瑞西ニ御帰留

ノ後英國ノ御直行アラセラルルコトナレリ。

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

54

決判

月

日

文書課長

施行

9月15日

支那

案起

昭和十二年九月十三日

付局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

支那事變

(其地)

關聯スル事項

ニシテ

現行新聞記

五四

内

務

省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

五四

事差止に依り取締り要す、訛りあるを以て

陸軍省令本年七月三十一日附第二十四号及海

軍省令同八月十六日附第二十二号に依り記

事掲載ヲ禁止セラレタルモノノ内當該大臣

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告 懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

ヨリ記事掲載ヲ許可セラレタルモノニ在リテハ仮令
記事差止事項ニ抵触スルモノアリト虽之ガ記事
掲載ハ當然差支ナキモノニシテ例之從來支那ニ
上陸ヲ終リタル部隊ニアテザル限り召集、銃後、
美談又ハ部隊ノ出發等ニ関シ記事掲載ヲ差
止メツ、アリタルガ（本年八月十六日附差止第四十二号
新聞記事差止一部解除ニ关スル件参照）今

般 九月九日附ヲ以テ陸軍省令关系新聞掲載

事項許否判定要領、改正ニ伴ヒ前記ノ事項ニ

レテ許可セラレタルモノニ

付テハ部隊ノ上陸ノ有無ニ拘ラス記事掲載差

支ナキニ至リタル如キモノ等有之候ニ付テハ今後

右御含ミヲ以テ可然記事取締相成度

尚本件ハ設メテ各社ニ通達スルコトナク適宜指

道可スルヲ以テ足ルモノニ付係セテ御了知相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	香木	9月11日 前時分		新加(山形) 9.15 時50分
大阪府電話	岩口	9月15日 前時40分		高野(和歌) 9.15 時15分
愛知縣電話	天野	9月18日 前時40分	木野	松本(佐賀) 9.15 時1分
各廳府縣電報		9月18日 前時40分		山崎 東京 9.15 時1分
各殖民地電報		9月18日 前時40分		山崎 東京 9.15 時1分
東京遞信局電話	野口	9月18日 前時15分		山崎 東京 9.15 時1分

案起

55

決判 月 日 文書課長

昭和十七年九月十五日

付局受

月第

日號

局送

月

日

施行 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事

取締

二關スル件

本日陸軍省ヨリ北支方面派遣部隊、最

五五

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

五五

高指揮官寺内大將及上海方面派遣部隊、

最高指揮官松井大將、補職 茲、夫々現地

ニ於テ指揮ヲ執リツ、アル上日發表スル等爲

念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懸談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

陸軍省發表

九月十五日
午後一時半

大命に依り陸軍大將伯爵寺内壽一は北支方面に派遣せられある陸軍部隊の最高指揮官に、陸軍大將松井石根は上海方面に派遣せる陸軍部隊の最高指揮官に補せられ既に夫々現地に到着し其指揮を執りつゝあり。

記事取締要領

一 掲載差支ナキ事項

一 経歴、肖像写真、家族等ノ談話

二 現在天津又ハ上海ニ在リト為ス記事

但シ将来異動^移シタル場合ハ所在地右ハ不可

三 掲載ヲ許サザル事項

一 北支方面軍司令官、上海派遣軍司令官ナル

名祿

但し軍、寺内、又ハ松井軍司令官ト記スルハ差支

ナシ

2. 補職又ハ在地到達ノ時日

3. 其ノ他記事差止又ハ陸軍省令ニ抵触スルガ如キ

事項

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	桂田	9月5日 前 11時30分		香川(安藤) 11.45
大阪府電話	法口	9月25日 前 11時5分		福岡(鈴木) 11.20
愛知縣電話	新田	9月5日 前 11時50分		石川(車坐) 11.20
各廳府縣(電報) 各殖民地	石川	9月25日 前 1時3分		志島(下) 11.12
東京遞信局電話	寛裕	9月5日 前 11時5分		安城(福) 11.40
				新海(中野) 11.35

甲乙ノ種別

案起

昭和

年

月

日

付局受

月第

日號

局送

月

日

16

決判

月

日

文書課長

長

施行

月

日

主査圖書課長大坪

警保局長了

事務官

大臣

次官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

二、二大事件、記事差止ニ関シ本日午前

五六

事務官